

琵琶湖保全再生計画(第2期)のフォローアップについて

○琵琶湖保全再生計画(第2期)は、滋賀県が関係地方公共団体の意見を聴き、主務大臣に協議を行った上で、令和3年3月に策定された。

○計画期間は令和7年度までであり、今後、計画の施行状況を把握するため、施策ごとのフォローアップを実施するとともに、法の目的を達成するため、今後の施策の展開を検討していくことが必要。

計画の概要

1	計画期間	令和3年度から令和7年度までの5年間	2	琵琶湖の保全および再生に関する方針
3	琵琶湖の保全および再生のための事項	(1) 水質の汚濁の防止および改善に関する事項	4	琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項
		(2) 水源のかん養に関する事項	5	琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項
		(3) 生態系の保全および再生に関する事項	6	琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項
		① 湖辺の自然環境の保全および再生	7	その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項
		② 外来動植物による被害防止		
		③ カワウによる被害防止等		
		④ 水草の除去等		
		⑤ 生物多様性の保全の推進		
		⑥ 陸水域における生物生息環境の連続性の確保		
		(4) 景観の整備および保全に関する事項		
(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項				
		① 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興		
		② 水産資源の適切な保存および管理		
		③ 観光、交通その他の産業に関する事項		

琵琶湖の保全及び再生に関する法律(平成27年法律第75号) 抜粋

第三条 滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画(以下「琵琶湖保全再生計画」という。)を定めることができる。

2、3は(省略)

4 滋賀県は、琵琶湖保全再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係地方公共団体の意見を聴き、及び主務大臣に協議しなければならない。

これまでのフォローアップの実施について

これまでの取組	・令和元年 9月9日	琵琶湖保全再生推進協議会幹事会(第3回)	} 琵琶湖の保全・再生の状況及び関連する施策の実施状況について把握
	・令和2年 7月22日	琵琶湖保全再生推進協議会幹事会(第4回)	
	・令和2年 9月8日	琵琶湖保全再生推進協議会(第2回)	
	・令和3年 3月29日	琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)の策定(滋賀県)	

今後取り組むべき琵琶湖の課題に適切に対応し、法律の目的を達成するため、

① 現行の取組がうまくいっているか、② 新たな課題が生じていないか、といった視点により、フォローアップを実施し、引き続き、国、滋賀県及び関係団体で取組、連携を強化していく